

業務指示書

セネガル国ダカール港第三埠頭整備情報収集・確認調査

第1 指示書の適用

本指示書は独立行政法人国際協力機構(JICA) (以下「機構」という。) が実施する標記業務のうち、民間コンサルタント等 (以下「コンサルタント」という。) により実施する業務に関する内容を示すものです。コンサルタントはこの業務指示書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル等を機構に提出するものとします。

なお、本指示書の第2「業務の目的・内容に関する事項」、第3「業務実施上の条件」は、この内容に基づき、コンサルタントがその一部を補足又は改善し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。

本指示書に係る質問期限：2014年11月26日 12時 まで

問合せ先： 調達部契約第二課 南雲 孝雄 Nagumo.Takao@jica.go.jp

質問に対する回答： 2014年12月1日 までに機構ホームページ上に行います。

第2 業務の目的・内容に関する事項-----別紙のとおり

第3 業務実施上の条件-----別紙のとおり

第4 共同企業体の結成並びに補強の可否等

業務の規模が大きく、一社単独では望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は業務の内容が広範にわたるため、業種又は分野ごと得意な社同士で共同企業体を結成することが望ましい案件について、競争を促進するために、必要最低限の範囲で共同企業体の結成を認める場合があります。

(各項目の () に○を付したものが、指示内容です。)

1 共同企業体の結成の可否

() 認めません

() 認めます

(○) 認めます。ただし業務主任者(総括)は、共同企業体の代表者の者とします。

() 共同企業体の共同企業体結成を認めない。ただし業務主任者(総括)は、共同企業体の代表者の者として認める。

() 共同企業体結成が、共同企業体(総括)が認める。ただし業務主任者(総括)は、共同企業体の代表者の者として認める。

注、構成員にはなりません。

注1) 資格停止期間中のコンサルタントは、構成員になれません。

注2) 共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

注3) 共同企業体の結成にあたっては、結成届をプロポーザルに添付し、プロポーザルに共同企業体結成の必要性を記載してください。

2 補強の可否

自社の経営者若しくは自社と雇用関係にある(原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。) 技術者の他業務従事状態から望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は自社では確保が困難な担当分野である場合、自社と雇用関係のない技術者の「補強」を認める場合があります。

(各項目の () に○を付したものが、今回の指示内容です。)

() 全ての業務従事者について、補強を認めません。

(○) 以下の要件で、補強を認めます。

- 1) 共同企業体でプロポーザルを提出する場合は、代表者及び構成員ともに、現地業務に従事するそれぞれの業務従事者数（通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く）の1/2まで補強を認めます。
- 2) 共同企業体を結成しない場合に限り、現地業務に従事する全業務従事者数（通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く）の3/4まで補強を認めます。

【業務主任（総括）について】

() 業務主任者（総括）については補強を認めません。

(○) 業務主任者（総括）について補強を認めます。ただし、業務主任者が補強の場合には、副業務主任者（副総括）の配置は認めません。

【その他の業務従事者について】

() 次の団員については補強を認めません。

() 協力準備調査、その他志に行われた調査参加コンサルタント

からの補強は認めません。

- 注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は他社の補強になることは認めません。
- 注2) 複数の社が同一の者を補強することは、これを妨げません。
- 注3) 資格停止期間中のコンサルタントからの補強は認めません。
- 注4) 評価対象業務従事者の補強にあたっては同意書をプロポーザルに添付してください。
評価対象外業務従事者については、契約交渉時若しくは補強を確定する際に同意書を提出してください。
- 注5) 補強として参加している社との再委託契約は認めません。
- 注6) 通訳については、補強を認めます。

3 外国籍人材の活用

(各項目の () に○を付したものが、今回の指示内容です。)

() 外国籍人材の活用を認めます。

(○) 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ2分の1を超えない範囲において認めます。

() 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ4分の1を超えない範囲において認めます。

注) 外国籍人材とは以下に該当する人材とします。

- ・プロポーザルを提出する法人に在籍する外国籍の人材で、常用の雇用関係を有するもの又は嘱託契約を締結しているもの
- ・プロポーザルを提出する法人の外部からの補強として当該業務に従事させる外国籍の人材。

第5 プロポーザルに記載されるべき事項

1 コンサルタントの経験、能力等

- (1) 類似業務の経験
- (2) 業務実施上のバックアップ体制等
- (3) その他参考となる情報

注) 類似業務：港湾計画にかかる各種調査

2 業務の実施方針等

- (1) 業務実施の基本方針等
- (2) 業務実施の方法
- (3) 作業計画
- (4) 要員計画
- (5) 業務従事者毎の分担業務内容
- (6) 現地業務に必要な資機材
- (7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）
- (8) その他

注1) (1)と(2)を併せた記載分量は、20ページ以下としてください。

注2) (4)要員計画について、評価対象外業務従事者の氏名及び所属先の記載は不要とし、契約交渉時、または遅くとも各業務従事者の作業開始時期までに双方で打合簿により確定するものとします。
なお、評価対象外業務従事者についての補強や外国籍人材の活用等については、契約交渉時、もしくは業務実施過程において、業務指示書で定める制限が遵守されていることを確認するものとします。

3 業務従事予定者の経験、能力等

業務にかかる総括責任者として、業務主任者（総括）を業務従事者の中から指名してください。なお、業務主任者に代えて、業務主任者と副業務主任者（副総括）を業務管理グループとして配置することを認める場合があります。

(1) 業務管理グループ

業務主任者と副業務主任者の配置計画を併せて業務管理グループを提案する場合、その配置の考え方、両者の役割分担等の考え方等について記載願います

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

(○) 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認めない。

() 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認める（ただし、副業務主任者を補強とすることと認めない）。副業務主任者は名を上限とする。

注) 業務管理グループを認める全案件（業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く）においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合、3点の加点を行います。（「第9 プロポーザルの評価」参照）。

(2) 評価対象業務従事者の経験、能力等

【業務主任者（総括/港湾計画）】

（業務管理グループにおける副業務主任者（副総括）も同様の項目）

- 1) 類似業務の経験：港湾計画
- 2) 対象国又は同類似地域：セネガル 及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語または仏語

- 4) 業務主任者等としての経験
- 5) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 6) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者1】

業務従事者は想定していません。

【業務従事者2】

業務従事者は想定していません。

第6 プロポーザルの提出手続き等

1 プロポーザルの提出期限、提出場所、提出物

- (1) 期限：2014年12月5日 12時
- (2) 場所：本機構本部1階 調達部受付
- (3) 提出物：プロポーザル 正1部 写4部
見積もり 正1部 写1部（次項第7参照）

2 プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- (1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- (2) 提出されたプロポーザルに記名がないとき
- (3) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- (4) プロポーザル提出者（共同企業体構成員を含む）が全省庁統一資格結果通知書を取得していない、またはJICAの事前の資格審査を受けていないとき
- (5) 既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき
- (6) 機構が定める「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年規程（調）第42号）に基づく資格停止を受けている期間中である者又は当該者が構成員となる共同企業体からプロポーザルが提出されたとき（なお、プロポーザルの提出後であっても本指示書第8.2による審査結果の通知前に資格停止を受けたものを含みます。）
- (7) 虚偽の内容が記載されているとき
- (8) 前号に掲げるほか、本指示書又はコンサルタント契約関連規程に違反したとき

第7 見積価格及び内訳書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積り（消費税を含まない）及びその内訳書正1部と写1部を密封して、プロポーザルとともに提出して下さい。見積書の作成に当たっては「コンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」を参照してください。

（URL：<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>）

- 4 （各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

- () 本業務における一般業務費の見積りについては、定率化方式とし、一般業務比率の上限は、
- () 契約全体が複数の契約期間に分かれるため、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。
- (○) 第2、第3で記載した事項のうち下記については、分けて見積って下さい。
現地通訳備上費
- () 現地の治安状況が不安定であることから、業務従事者に対し、戦争保険(戦争危険担保特約)あるいはこれに相当する保険を付保することができます。付保する場合は、その経費を見積もって下さい。
- (○) 航空運賃及びエクセス料金については、別見積りとしてください。
航空運賃を見積る場合には、ZONE-PEX運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について/通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラス正規割引運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。
なお、実際の航空券の手配にあたっては、上記見積額を上限としつつも、業務実施上の必要による経路の変更、予約の変更等の必要な緊急時の対応も考慮しつつ、より効率的であるとともに経済的な航空券の手配に努めてください。
- () 航空運賃及びエクセス料金については、別見積りとしてください。
航空運賃を見積る場合には、エコノミークラス普通運賃と制限付エコノミークラス(Y2)を比較のうえ、より安価な運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について/通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラスの正規運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。

注) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。
(XOF1 = 0.210 円, US\$1 = 109.06 円, EUR1 = 137.52 円)

第8 プレゼンテーション

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価をおこなうために、業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求める場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

(○) プレゼンテーションは実施しません。

- () プロポーザル評価の一環として、以下の要領でプレゼンテーションを行っていただきます。その際、
- () 業務主任者がプレゼンテーションを行ってください。ただし、業務主任者以外に1名の出席を認めます。
- () 業務主任者又は副業務主任者、若しくは両者が共同してプレゼンテーションを行ってください。
なお、業務主任者または副業務主任者のみがプレゼンテーションを行う場合は、業務主任者または副業務主任者以外に1名の出席を認めます。

(1) 実施時期：

～
(各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。)

(2) 実施場所：独立行政法人国際協力機構

会議室

(3) 実施方法：

- 1) 一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。
- 2) 機材を使用する場合は、コンサルタント等が準備するものとし、プロポーザル提出時、使用機材リストを調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、
(以下、各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

- () テレビ会議システムによる上記(2)の実施場所以外からの出席を認めません。
- () テレビ会議システムによる上記(2)の実施場所以外からの出席を認めます。その場合は、上記(2)の実施場所以外でのテレビ会議システムの準備はコンサルタント等が行うものとし、プロポーザル提出時、接続先等(接続先名、ISDN番号、使用機器のメーカー名・銘柄、担当者のアドレス・電話番号)を調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、
条件等は、以下のとおりです。
 - a) 本邦以外の場所より、ISDN回線を用いてコンサルタント等からJICA-Netに接続し、指定された実施日時にテレビ会議実施が可能な場合は、認めます。
 - b) JICA在外事務所のJICA-Netを使用しての出席は認めません。ただしJICA在外事務所主管案件の場合は、当該主管事務所からの出席を認めます。
 - c) 接続にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。ただしJICA在外事務所主管案件で、当該主管事務所より出席する場合は、この限りではありません。

第9 プロポーザルの評価

1 プロポーザルの評価基準

本件業務では別紙のプロポーザル評価表に従いプロポーザルの評価(技術評価)を行います。

業務管理グループにおける副業務主任者(副総括)は業務主任者(総括)と同様の項目・基準で評価を行います。

注) 業務管理グループを認める全案件(業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く)においては、業務管理グループとしてシニア(46歳以上)と若手(35~45歳)が組んで応募する場合(どちらが総括でも可)、一律3点の加点(若手育成加点)を行います。なお、45歳以下でも上位格付認定により1号以上となる場合は「シニア」とみなし、「若手」と組んだ場合は加点対象とします。(年齢は当該年度(公示日の属する年度。再公示の場合は再公示日の属する年度。)4月1日時点での満年齢とします。)ただし、「1. コンサルタント等の法人としての経験・能力」、「2. 業務の実施方針」、「3. 業務従事予定者の経験能力」の合計が70点未満の場合は、加点は行いません。

技術評価及び若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1順位と第2順位以下との差が僅少である場合に限り、第7により提出された見積価格を参考として交渉順位を決定します。

具体的には、技術評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として最大2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。

(1) 評価対象とする業務従事者の担当分野

総括/港湾計画

(2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

1.42 M/M

2 評価結果の通知

提出されたプロポーザルは当機構で評価・選考の上、2014年12月18日(木)までにプロポーザルを特定し、各プロポーザル提出者に契約交渉順位を通知します。

3 評価結果の公表

評価結果については、以下の項目を機構ホームページに公開することとします。

(1) プロポーザルの提出者名

・契約交渉順第1位の者の名称のみを公開し、第2位以下の者の名称は非公開とする。

(2) プロポーザルの提出者の評価点

・以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。

①コンサルタント等の法人としての経験・能力

②業務の実施方針等

③業務従事予定者の経験・能力

④若手育成加点*

⑤価格点*

*④、⑤は該当する場合のみ（若手育成加点及び価格点については「第9 プロポーザルの評価
1 プロポーザルの評価基準」参照）。

・基準点に達しない者については「基準下」とのみ記載する。

第10 その他

1 配布・貸与資料

機構が配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないで下さい。

2 プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

3 プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉順位を決定し、また、契約交渉を行う目的以外に使用しません。

4 プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル（正）及び見積書（正）は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので選定結果通知後2週間以内に受け取りに来て下さい。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

5 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

6 プロポーザル作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっての参考情報は以下のとおりです。

(1) 「プロポーザル作成ガイドライン」：

JICAホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>「調達ガイドライン コンサルタント等の調達」>>「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal.html>)

(ハードコピーでの販売・配布は行っておりません)。

(2) 業務実施契約に係る様式：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>「様式 コンサルタント等の調達 業務実施契約」

(URL: http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index.html)

(3) 規程：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式>>規程」

(URL：<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/common/index.html>)

(4) 調達ガイドライン（コンサルタント等契約）：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式>>調達ガイドライン コンサルタント等の調達」

(URL：<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

7 密接な関係にあると考えられる法人との契約に関する情報公開について

契約先に関する以下の情報を機構ホームページ上で以下のとおり公表することとしますので、本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようご理解をお願いいたします。なお、案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 公表の対象となる契約相手方取引先（共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。）

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア. 当該契約の締結日において、当機構で役員を経験した者が再就職していること、又は当機構で課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること

注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含みます。

イ. 当機構との間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

(2) 公表する情報

契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア. 対象となる再就職者の人数、再就職先での現在の職名、当機構での最終職名（氏名は公表しない。）

イ. 契約相手方の直近の財務諸表における当機構との取引高

ウ. 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引割合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

(3) 当機構の役職員経験者の有無の確認日

当該契約の締結日とします。

(4) 情報の提供

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くことになります。

8 本体事業からの排除

以下、各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

- () 本件受注コンサルタント（JV構成員及び補強を含む。）は、本業務（協力準備調査）の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理契約以外の役務及び財の調達から排除される（その場合は、受注コンサルタント等が製造、販売する資機材も排除される）見込みです。
- () 本件受注コンサルタント（JV構成員及び補強を含む。）及びその関連会社／系列会社（親会社を含む。）は、本業務（詳細設計）の結果に基づき当機構による有償資金協力が実施される場合は、施工監理業務（調達補助を含む。）以外の役務（審査、評価を含む。）及び財の調達から排除されます。

9 案件の延期又は中止について

治安の急変等により案件が延期又は中止になることがありますので、予めご留意ください。

以上

プロポーザル評価表
セネガル国ダカール港第三埠頭整備情報収集・確認調査

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10.00)	
(1) 類似業務の経験	6.00	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4.00	
2. 業務の実施方針等	(30.00)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	14.00	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	12.00	
(3) 要員計画等の妥当性	4.00	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）		
3. 業務従事予定者の経験・能力	(60.00)	
(1) 業務主任者の経験・能力／ 業務管理グループの評価 <small>（本案件では副業務主任者の配置（業務管理グループ）を認めません。）</small>	(60.00)	
	業務主任者 のみ	業務管理 グループ
①業務主任者の経験・能力 総括/港湾計画	(60.00)	()
ア) 類似業務の経験	24.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	6.00	
ウ) 語学力	9.00	
エ) 業務主任者等としての経験	12.00	
オ) その他学位、資格等	9.00	
②副業務主任者	(-)	()
カ) 類似業務の経験	-	
キ) 対象国又は同類似地域での業務経験	-	
ク) 語学力	-	
ケ) 業務主任者等としての経験	-	
コ) その他学位、資格等	-	
③体制、プレゼンテーション	()	()
サ) 業務主任者等によるプレゼンテーション		
シ) 業務管理体制 <small>（今回は評価の対象としません）</small>	-	
(2) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(3) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(4) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(5) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
総合評点	[100.00]	

第2 調査の目的・内容に関する事項

1. 業務の背景

治安及び政情が不安定な国が多い西アフリカサヘル地域において、セネガル国は周辺5か国と国境を接し、アフリカ大陸最西端に位置する地理的条件および政治的・経済的安定を背景に、西アフリカ経済通貨同盟（UEMOA）圏の安定と発展に重要な役割を果たしており、欧米をはじめとするアフリカ大陸以外の国々とUEMOA圏をつなぐ玄関口の役割を果たしている。また同地域の安定と経済的発展が、ひいては同じ経済圏に属するセネガルの成長に直結することから、セネガル政府にとっても同地域への積極的な関与と貢献を行ってきている。

セネガル最大の商港であるダカール港は、UEMOA圏内ではコートジボワール国のアビジャン港に次ぐ商業貨物取扱量を誇る西アフリカ有数のハブ港であり、マリなどの内陸国に繋がる国際回廊のゲートポートとしても重要な役割を担っている。

特に2002年以降続いたコートジボワールの政情不安により内陸国貨物の利用港湾の分散化が進み、ダカール港では2013年までの8年間に貨物取扱量が4倍以上に増加した（約44万トンから184万トン/年）。ダカール港で取り扱う周辺国向けトランジット貨物のうち、98%を内陸国マリ向け貨物が占めており（2013年）、マリ国のトランジット貨物の6割がダカール港を経由している。

しかしながら、ダカール港では施設の老朽化により効率的な荷役作業が行えておらず、滞留時間（24～60時間、ダカール港平均）や入港待ち時間（18～24日）の長期化が問題となっている。特にマリ向け貨物の積替え用埠頭として1939年に整備された第三埠頭は岸壁上面の損傷が激しく、フォークリフト等の荷役機械が導入できない状態にある。マリについては、2012年3月以来続いた騒乱から脱して国家再建の道を歩みつつあり、今後の経済成長（2014年は6.6%想定、世銀）に伴い物流の拡大が見込まれている。マリの経済再建は、UEMOA圏広域の安定と成長の観点から近隣国にとっても重要であることから、マリ向け物流拠点としての役割を担う同埠頭の機能強化はセネガル政府にとっても優先度の高い課題となっている。

セネガル政府は、ダカール港の近代化を目的として「ダカール港マスタープラン（2006～2020年）」を策定し、当該埠頭の改修を優先課題に掲げている。また、2014年2月に策定された新たな国家開発計画「セネガル新興計画（PSE）」においても、ダカール港の近代化を通じて西アフリカ地域の産業・物流ハブとしての役割を担うことが目指されており、当該埠頭をはじめとする港湾施設の改修が「優先的行動計画（PAP 2014-2018）」に位置付けられている。

かかる状況下、セネガルは我が国に対してダカール港第三埠頭のリハビリにかかる無償資金協力を要請した。しかし、現段階において実施妥当性や案件規模を判断するための基本的な情報が不足しているところ、西アフリカ域内貿易におけるダカール港第三埠頭の位置づけおよび現有施設の健全度等を確認し、我が国ODAを通じた将来的な支援可能性の検討に向けた情報を収集・分析するための調査を実施するものである。

2. プロジェクトの概要

(1) 事業名

ダカール港第三埠頭改修計画

(2) 事業目的

セネガル最大の商港であるダカール港において内陸国向け貨物を扱う第三埠頭を改修することにより、船舶の荷役作業の安全性の向上と効率化を図り、もってマリーをはじめとする内陸国向け物流の促進を図る。

(3) 要請概要

岸壁改修(延長360m、水深-10m、上部工含む)、埠頭上面改修、付帯設備(防舷材、係船柱、梯子等)、給水管路の更新、既存倉庫の改修、コンサルティングサービス(調査設計、施工監理)

(4) プロジェクトサイト

ダカール港

(5) 関係官庁・機関

ダカール港湾公社

3. 業務の目的

セネガルより無償資金協力の要請があった「ダカール港第三埠頭整備計画」について、西アフリカ域内貿易におけるダカール港の位置づけおよび現有施設の利用・運用状況、第三埠頭・付帯設備の施設健全度等を確認し、我が国 ODA を通じた将来的な支援可能性の検討に向けた情報を収集・分析する。

4. 業務の範囲

本業務は、「3. 業務の目的」を達成するため、「5. 実施方針および留意事項」を踏まえつつ、「6. 業務の内容」に示す事項の調査を実施し、「7. 成果品等」に示す報告書等を作成するものである。

5. 実施方針および留意事項

(1) 期待される成果

本調査では、無償資金協力としての要請に対し、適切な支援スキームおよび協力準備調査実施可否を判断するため、主に以下の2点について検証する。

- 1) 周辺国の港湾利用状況および内陸国につながる鉄道・道路などの物流インフラ開発計画および、ダカール港の域内貿易における位置づけ、利用・運用状況や今後の開発計画、各埠頭の役割と将来需要予測について情報収集し、要請案件の妥当性・必要性・緊急性を検証する。
- 2) 第三埠頭・付帯設備の健全度を確認し、改修が必要とされる場合の内容や事業規模等について検証する。

(2) 効果的な調査の実施

既存の調査報告書等を活用し、効率的な調査の実施に努める。また、可能な範囲で需要予測など将来の統計データも入手し、今後の動向について分析する。

また、情報収集・分析を行うにあたっては、現在実施中の「ダカール首都圏開発マスタープラン策定プロジェクト」とも必要に応じ協議した上で、最新の情報を入手す

るものとする。

(3) 他ドナー支援の考慮

特に、コンテナターミナル整備を融資しているアフリカ開発銀行（AfDB）の支援内容および、AfDB の支援におけるダカール港と第三埠頭の位置づけについて整理し、AfDB 支援と「ダカール港第三埠頭整備計画」との関係性を考察する。

(4) JICA との密な調査進捗共有

セネガルへの支援内容を迅速に検討するため、調査中に得た情報を、随時 JICA へ提供しつつ調査を進めることとする。

6. 業務の内容

(1) 国内準備期間

- 1) 要請背景・内容の把握（要請書・関連報告書等の資料・情報の収集・分析）および、既往の調査報告書等について検討・分析を行い、現地調査での作業内容、重点項目を整理・把握する。
- 2) インセプション・レポートの作成
 - ①、調査全体の方針・方法および作業計画を検討し、全体調査計画を策定する。
 - ② インセプション・レポート（調査の目的、意義、内容、進め方、留意事項、双方の役割分担など）、質問票を JICA と協議しつつ作成する。

(2) 現地派遣期間

- 1) 現地調査開始時に、セネガル関係者にインセプション・レポートを提出の上、現地調査の目的、内容、工程等について説明し、調査の協力を依頼するとともに、調査内容につき協議・確認を行う。
- 2) 要請の背景・内容の確認
セネガルの港湾関係機関（漁業・海洋経済省、ダカール港湾公社等）への聞き取り等により具体的な要請内容、規模、仕様等を確認する。
- 3) 次の項目について、セネガルにおける関係機関（港湾セクターに関連する政府、民間企業（特にダカール港内で活動する複数の港湾運営企業）、他の援助機関など）への聞き取りおよび、ダカール港における現状確認調査を実施するとともに、関連文書等を収集・分析する。
具体的には以下のとおり。

① 周辺国およびセネガルに係る調査項目

周辺国での現地調査は想定していないが、上述のセネガル国内関係機関への聞き取り調査や、周辺国関係機関への電話やメール等による情報収集、既存の調査報告書のレビュー等を通じて以下の調査を行う。

- ア) 周辺国を含む社会経済動向（人口、産業、貿易等）
- イ) セネガルにおける運輸・港湾セクターの開発戦略／計画
- ウ) 周辺国とセネガルにおける、港湾施設および内陸国につながる鉄道・道路等の物流インフラ整備計画
- エ) 国際および国内の海上・陸上輸送と貨物の動向（航路、船舶、取扱貨物量など）

② ダカール港に係る調査項目

- ア) 港湾施設、荷役機械の概要
- イ) 港湾の運営管理体制（組織、人員、予算等）
- ウ) ダカール港全体の開発計画および第三埠頭の位置づけの確認
- エ) ダカール港および第三埠頭における現状の貨物取扱能力の確認
- オ) 上記①を踏まえたダカール港および第三埠頭の取扱貨物量・貨物品目の需要予測（マリ向けトランジットの取扱貨物量・貨物品目を含む）
- カ) 入港船舶諸元、船会社の寄港動向、船舶大型化の動向および将来予測
- キ) 上記①および②ウ) の情報を踏まえたダカール港の港湾物流/需要予測
- ク) 第三埠頭・付帯設備の健全度調査（潜水調査含む）を踏まえた、改修を要する箇所および施工規模の特定
- ケ) 他ドナーの援助動向（特に AfDB）
- コ) その他配慮事項の確認（自然条件・環境社会配慮等）

4) 現地調査の結果を簡潔に取りまとめ（様式は問わない）、JICA に報告する。

(3) 帰国後整理期間

- 1) 収集した情報および分析・検討した内容を整理し、要請案件の妥当性・必要性・緊急性および、改修が必要とされる場合の内容や事業規模を検証する。また、今後調査を実施する場合に必要な調査項目、調査内容等について提言を行う。
- 2) これらの内容を踏まえて、ドラフトファイナル・レポートを作成し、JICA に内容を説明する。
- 3) JICA からのコメントを踏まえ、ドラフトファイナル・レポートを修正し、ファイナル・レポートを作成・提出する。

7. 成果品等

本業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。なお、本契約における最終成果品は、ファイナル・レポートとする。

各報告書の先方政府への説明、協議に際しては、事前に JICA に説明の上、その内容について了承を得るものとする。

(1) 報告書

① インセプション・レポート (IC/R)

提出時期：調査開始時

提出部数：電子データ（和文・仏文）

② ドラフトファイナル・レポート (DF/R)

提出時期：現地調査終了後1週間以内を目処

提出部数：和文5部（簡易製本）、電子データ

③ ファイナル・レポート (F/R)

提出時期：ドラフトファイナル・レポートに対する JICA のコメント受領後、2週間以内

提出部数：和文（製本版）5部、CD-R 3枚

（2）収集資料

調査終了時に収集した資料、データおよびリスト式（JICA 図書館の定型フォーム）を提出する。

（3）その他の提出物

先方との協議にかかる議事録や先方への説明資料は報告書に添付して提出する。その他、JICA が必要と認め、書面により報告を求める場合には、速やかに提出する。

（4）報告書の仕様

- ① 報告書類の印刷、電子化（CD-R）については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン（2010年3月）」を参照する。また簡易製本の様式についても、上記ガイドラインを参照する。
- ② その他、報告書作成にあたっての留意事項
 - ア）各報告書はその内容を的確かつ簡潔に記述すること。
 - イ）各報告書は、同国政府への提出に先立ち、事前に JICA に提出し、承諾を得ること。
 - ウ）各報告書表紙の裏面には、調査時に用いた通貨換算率とその適用年月日を記載すること。
 - エ）各レポートには、その内容の要点を記載したサマリーを加えること。
 - オ）レポートの作成にあたっては、装丁等が華美に流れ過ぎないように、常識の範囲内で極力コストダウンを図ること。
 - カ）レポートが特に分冊形式になる場合は、本論と例えばデータの根拠との照合が容易に行えるよう工夫を施すこと。
 - キ）報告書全体を通じて、固有名詞、用語、単位、記号等の統一性と整合性を確保すること。
 - ク）レポートで引用した統計、資料、数値等については、必ず出典を明記すること。

第3 業務実施上の条件

1. 業務工程計画

本調査は2015年1月中旬に開始し、2015年4月の終了を目処とする。具体的な工程は、効果的・効率的なものとなるよう留意し、工期短縮が可能な場合には、プロポーザルにて提案すること。

年	2015			
	1	2	3	4
国内作業	■	■		
現地作業		■		
報告書	▲ IC/R		▲ DF/R	▲ F/R

IC/R：インセプション・レポート

DF/R：ドラフトファイナル・レポート

F/R：ファイナル・レポート

2. 業務量の目途と業務従事者の構成（案）

(1) 業務量の目途：約 2.8M/M

(2) 業務従事者の構成（案）

要員計画の構成分野（案）を以下に示す。

なお、業務内容および業務工程を考慮のうえ、より適切な要員構成がある場合、プロポーザルにて提案すること。また、以下に記載の格付けは目安であり、これを超える格付け提案を行う場合は、その理由および人件費を含めた事業費全体の経費節減の工夫をプロポーザルに明記すること。

- 1) 総括/港湾計画（3号）
- 2) 港湾施設

(3) 通訳

現地での仏語－英語通訳の備上を認める。必要経費を見積書に記載すること。
なお本経費は本見積で計上すること。

3. JICAからの参加団員の構成と現地調査行程（案）

(1) 団員構成：総括（JICA）

(2) 調査行程：約8日間

(3) 目的：

相手国関係機関との協議および現地調査を総括するとともに、技術的見地から助言を行う。

4. 対象国の便宜供与

本調査はJICAの責任において実施するものであることからセネガル国から特別な

便宜供与は想定していない。本調査実施にあたり、コンサルタントは通常の調査案件と同様に独自で調査を遂行することを求められているが便宜供与に係る JICA の現地事務所の支援を必要とする場合は、JICA セネガル事務所に連絡・協議すること。

5. 配布資料等

(1) 配布資料

「ダカール港第三埠頭改修計画」要請書（和文仮訳付き）

(2) 閲覧資料

1) JICA「中西部アフリカ内陸国および周辺主要国際港湾所在国を結ぶ国際回廊の交通における基礎情報収集・確認調査 ファイナルレポート（要約）」

（以下 URL よりダウンロード可能）

<http://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000007799.html>

英語版 : Data collection survey on traffic for international port and international corridor in western Africa : final report

仏語版 : La collecte des données relatives au trafic des ports internationaux et des corridors transfrontaliers en Afrique de l'ouest : rapport final

2) Port Autonome de Dakar (ダカール港湾公社)「Rapport Statistiques 2013 Synthèse」

（以下 URL よりダウンロード可能）

http://www.portdakar.sn/images/RAPPORT_STATISTIQUES_2013_SYNTHESE.pdf

6. 再委託

本調査において潜水調査を実施し、第三埠頭の岸壁部分の構造体の状況・健全度の把握（必要に応じて写真、ビデオ撮影を行う）、第三埠頭の改修の必要性および改修規模の検討を行うこととしている。潜水調査の実施にあたっては、当該業務について経験・知見を豊富に有する国内もしくは現地の機関（コンサルタント・NGO・現地施工業者等）に再委託して実施することを認める。

但し、再委託にあたっては、「コンサルタント等契約における現地再委託契約ガイドライン（2012年4月版）」に基づき、仕様書および業者選定方法、契約相手、契約内容等については、委託業者と契約締結以前に JICA の承認を得るものとし、委託業者の業務遂行に関しては、現地において適切な監督・指示を行うこと。

プロポーザルには可能な範囲で、再委託対象業務の実施方法と契約手続き（見積書による価格比較、入札等）、価格競争に参加を想定している候補業者名並びに再委託業務の監督・成果品検査の方法等、具体的な提案を行うこと。

必要な経費は、本見積とすること。

7. 機材の調達

業務遂行上必要な機材があればプロポーザルにて提案すること。なお本経費は本見積で計上すること。

8. 安全管理

現地作業期間中は安全管理および安全確保に十分留意する。当地の治安状況については、外務省「海外安全情報ホームページ」等を通じて事前に情報収集するとともに、JICA セネガル事務所などにおいて十分な情報収集を行うこと。また、現地調査時には同事務所と常時連絡をとれる体制とし、当地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡が取れるように留意すること。

9. その他留意事項

(1) 複数年度契約

本業務においては、年度を跨る契約（複数年度契約）を締結し、年度を跨る現地作業及び国内作業を継続して実施することができる。その場合、経費の支出についても年度末に切れ目なく行えることとし、会計年度ごとの精算は必要ない。

なお、「1. 業務工程計画」に記載のとおり、可能な範囲での工期短縮の提案を歓迎する。

以 上